

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和8年3月23日 午後3時35分～午後6時2分

2 出席委員及び欠席委員

| | | | |
|-------|----------|--------|-----------------------|
| 出席委員等 | 教 育 長 | 森山 太嗣 | |
| | 教育長職務代理者 | 徳山 育弘 | (日程第2「議案第22号」の質疑から出席) |
| | 委 員 | 太田垣 亘世 | |
| | 委 員 | 正岡 康子 | |
| | 委 員 | 片谷 勉 | |

3 出席した事務局職員等

| | |
|-------------|--------|
| 教 育 次 長 | 嶋名 雅之 |
| 管 理 部 長 | 佐々木 修 |
| 学 校 教 育 部 長 | 渡邊 明美 |
| 教育総合センター所長 | 尾崎 匡 |
| 社 会 教 育 部 長 | 橋本 貴宗 |
| 企 画 管 理 課 長 | 西川 欣伸 |
| 職 員 課 長 | 藤原 薫 |
| 学 事 企 画 課 長 | 徳田 靖和 |
| こころとからだ育成課長 | 吉岡 辰郎 |
| こども教育支援課長 | 柳 伸彦 |
| 社 会 教 育 課 長 | 林 直美 |
| 地域クラブ推進担当課長 | 中島 正貴 |
| 歴 史 博 物 館 長 | 門田 真由美 |

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第21号 尼崎市教育委員会辞令式を廃止する訓令について
- (2) 議案第22号 尼崎市立学校の対象施設の使用の許可に関する規則について
- (3) 議案第23号 令和7年度尼崎市指定文化財の指定について
- (4) 議案第24号 尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について
- (5) 議案第25号 職員の人事について

日程第3 協議・報告

- (1) 「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」の完成について
- (2) 令和7年度学校監査結果の報告について
- (3) 学校運営等に関する意見書への回答について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時35分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

本日の日程につきましては、前にお示しいたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第24号 尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について」及び「議案第25号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当

するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第24号」及び「議案第25号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、「議事」の「議案第23号 令和7年度尼崎市指定文化財の指定について」は、内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第23号」も、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第3「協議・報告」の「学校運営等に関する意見書への回答について」も、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。
よって、「学校運営等に関する意見書への回答について」も、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました4件については、公開案件の審議後に審議することといたします。

森山教育長 それでは、これより日程に入ります。
まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。2月臨時会及び定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

森山教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月臨時会及び定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって、2月臨時会及び定例会の議事録を承認することにいたします。続いて、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会3月定例会報告事項」について、ご報告いたします。資料をお開き願います。

まず、総務関係でございます。2月市議会定例会が開会され、代表質疑及び総括質疑等において、教育施策等に関する質疑がございました。

次に、学校教育関係でございます。2月27日の双星高校の卒業式をはじめとして、市内各学校において、記載の日程での卒業式・卒園式がございました。

次に、社会教育関係でございます。3月10日に図書館を使った調べる学習コン

クール教育長賞表彰式を行いました。

最後に、今後の主要行事予定表でございます。3月29日に学びの多様化学校の竣工式及び内覧会がございます。また年度がかわりまして、4月7日以降記載の日程において各学校園で入学式が催されます。

教育委員会については、4月3日の15時に教育委員会臨時会の開催を予定しております。同日は、臨時会のちに教育委員会始業式がございまして、引き続きのご出席をお願いいたします。また、定例会につきましては4月27日の15時半から開催いたします。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

森山教育長 次年度に休園する長洲幼稚園の卒園式に参列しました。園児は6人のうち5人が出席してくれ、関係する小学校中学校の先生方も来ていただき、大変すてきな卒園式でした。休園するということで、園児手づくりの旗を受け取り、納めさせていただきました。昭和40年代なんかの卒業アルバムも見ていましたら、昔も今も服装などはそこまで変わってないのかなと思いました。

森山教育長 それでは質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。続けて、日程第2「議案」の「議案第21号 尼崎市教育委員会辞令式を廃止する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。

尼崎市教育委員会辞令式は、人事上の辞令の方法等について定めており、発令内容の通知は辞令書の交付を原則としております。その一方で、事務の効率化及びペーパーレス推進を図るため、市長事務部局にならい、令和7年4月1日付けの人事異動から、これまで行ってきた辞令書等の交付を原則として省略する運用を行いました。辞令式は、辞令について必要な事項を定めるものですが、その規程内容は、発令内容の通知方法といった手続について規定するものであるため、必ずしも、上級行政機関が下級行政機関の権限の行使について指揮するために発する命令である「訓令」として定めなければならないものではなく、また、前述のとおり、事務の効率化やペーパーレス化の推進の観点から、情報技術の進化に伴い、発令事務についても柔軟な手続変更が求められておりますが、その都度、訓令の改正を行うことは事務を煩雑化させてしまう恐れがございます。そこで市長事務部局においては、辞令式を従来の訓令から、情勢に即して柔軟に見直しを行うことが可能となる要綱へ変更する見直しが行われました。この市長事務部局の見直しに準じ、尼崎市教育委員会辞令式において、訓令としての「尼崎市教育委員会辞令式」を廃止し、要綱の形式に改めたうえで、辞令式を運用することといたします。

なお、令和7年度末及び令和8年度向けの人事異動において、速やかに対応できるよう、尼崎市教育委員会辞令式の廃止についての訓令は公布日より施行いたします。議案第21号の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

正岡委員 具体的にどう変わるのか教えてほしい。

職員課長 まず手続きといたしまして、訓令という形式を変更します。現在は、訓令においてどういう形で辞令を出すかや辞令の様式などを事細かく定めております。そこで例えば文字を変更するといった改正であっても、定例会にお諮りして都度ご審議いただくこととなります。市長事務局におきましては、訓令は市長専決で改正することになっておりますが、要綱になりますと局長級の裁量で変更することができるということになります。ですので、教育委員会でも訓令としての辞令式を廃止し、要綱で定めることとしますと職員課を所管する教育次長の権限で、改正をさせていただくということになりますので、こちらの方にお諮りするということがなくなるというのが1点目でございます。

次に具体的な内容についてです。辞令ということで今までは着任や異動があった方に対しては、都度紙の辞令書を渡していたんですけども、対象者が何十人何百人ということになります。ペーパーレスの観点もございまして、事務も非常に煩雑でございました。そういったことから、令和7年度からは、今まで紙で渡していたものを電子媒体、職員のパソコンの掲示板で発表しまして、それを見ることによって、辞令が発令したものとみなします、という事務改善の方法をとっております。発令に関しての辞令も、すでに省略しているということになっておりますので、その発令の方法も実態に合わせた内容に改めた上で今回この訓令の廃止とあわせて要綱化をしていくということになります。

また、辞令で残るものは幾つかありまして、育児休業に入られる場合やあまりケースはないですが、自己啓発休業といまして、一旦公務員の仕事を休業して大学に行って勉強される場合といった休業関係の発令と免職、停職、減給といった非行関係に係る懲戒関係、それからあと勤務成績不良で辞めていただくといった分限免職、分限関係に関しての辞令式が残るということになります。

片谷委員 初めて訓令をみるが、位置づけとして役職を与えるというものか。

職員課長 考え方としては、上位の行政者機関、教育委員会が下位のものに対して、こういう仕事を与えるからやりなさいということで、上から下へという考え方が元々あったので、おそらくこの訓令という形式にされていたんですけども、辞令式の実際の内容が、どういった時に発令するかというような手続きに特化されておりますので、訓令という形でとられる必要はないということを経理部の方で整理されました。教育委員会もそれに準じて訓令の形式を廃止したいと考えております。

片谷委員 昔は辞令を手渡ししていたが、今はもうネット上で見るという形になったということか。

職員課長 訓令は辞令という形で、よく言われますけども紙1枚で人事異動、まさにその感じで、その紙に権威といえますか、重要性が持たされておりました。今は、職員がパソコンを1人1台与えられるようになりまして、通知する方法も非常に迅速かつ簡易化されておりますので、その時代に合わせて形式的なものを簡素化していこうという考えでございます。

太田垣委員 この辞令式は我々教育委員も受けたように、市長室で辞令書の交付を受ける式の

ことかと思うが、それが年間何回も行われているということなのか。

職員課長

そういうわけではございませんで、多いのは4月1日の人事異動の時期でございます。教育委員の方は人によって、着任いただく時期がバラバラですが、ほとんどは職員の4月1日の異動昇任昇格、こういったものが主ということになりまして、時期が集中いたします。

それを今回この辞令という形ではなく、人事通知書という言い方にしているんですけども、パソコンで掲示する形に変えさせていただこうというものです。

太田垣委員

緊張したあの式がなくなるということか。

職員課長

式自体は残ります。辞令書を渡すという行為はやめますが、その代わりに、昇格された職員や異動してきた職員には、この部屋に集まっていただいて、教育長から訓示をいただくということは続けます。紙を渡すという行為だけ廃止します。

片谷委員

紙を渡すのがなくなって、異動があっても会わないのが寂しいと思ったが、そこはあるということか。了解した。

森山教育長

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第21号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

森山教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第21号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。

森山教育長

それでは、日程第2「議案」の「議案第22号 尼崎市立学校の対象施設の使用の許可に関する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学事企画課長

学事企画課長でございます。議案第22号「尼崎市立学校の対象施設の使用の許可に関する規則について」につきまして、ご説明申し上げます。

資料7ページの議案説明資料をご覧ください。市の機関等による学校施設の使用について、教育委員会の許可を不要とすることなどの現行規則の全面的な見直しによる廃止により、新たに規則制定が必要であることから、現行規則を廃止し、新たに制定するものでございます。現行の尼崎市立学校施設目的外使用規則は、行政財産の一部をなす教育財産である尼崎市立学校の施設の使用の許可等について、必要な事項を定めておりますが、その現行規則及び運用細則では、市の機関及び補助機関並びに市内消防団にも使用許可の申請をさせております。

一方、市長部局におきましては、市の機関及びその補助機関に、市長所管の行政財産を使用させる場合は、「許可」の概念から外し、「使用承認」という事実行為にとどめており、今回の規則制定において、市長部局所管の手法に倣い「許可」の対象から外し「使用承認」として取り扱ってまいりたいと考えております。

また、現行規則には、使用許可の根拠となる法律の規定及び禁止行為等が記されておらず、使用許可の対象施設が限定されており実態に合わせる必要があったこと、さらには、文言等において必要な修正点や加筆等すべき箇所が多かったことから、

現行規則を廃止して新たな規則を制定させていただきたいと考えております。

次に具体的な改正内容につきましてご説明申し上げます。お手元の資料の8ページをお開きください。「尼崎市立学校の対象施設の使用の許可に関する規則、付則第2項の制定による、尼崎市立学校施設目的外使用規則の廃止に係る新旧対照表でございます。

まず第1条に規則の概要及び使用の許可についての法律の根拠規定を新たに明記し、第2条に規則において使用される重要な文言の定義規定を記載しています。続いて第3条の「対象施設の使用の許可」では、前提条件となります、使用する場合にあらかじめ許可を受けなければならない旨の義務規定を記載し、その後、冒頭にご説明しました市長部局所管の手法に倣い「許可」の概念から外し、「使用承認」にするための条文として、同項第1号又は第2号に「市長その他の執行機関」、「法律の規定に基づき市に置かれる機関」、「これらの機関の職員」につきまして許可の適用除外とする規定を明記しております。なお、この「使用承認」につきましては、別途、使用要綱で定めてまいります。第4条の「対象施設の使用で許可を受けることができるもの」につきましては、第1項を法的根拠を明確に表現するように改めるとともに、第2項を管理上必要な範囲で許可に条件を付与できる旨の規定を新たに明記しております。第5条の使用の不許可では、先着で使用の許可が行われている場合や、営利目的の使用、公の秩序等の害、迷惑行為や危険の可能性、学校の授業等又はその他の使用への支障等がある場合は、使用を許可しないものとするを現行規則よりも具体的に明記しております。第6条の対象施設の使用を可能とする日時では、現行規則では午前9時から午後8時までとしておりましたが、新規則では授業や行事の都合により、学校長が適時に変更することができるように改めております。第7条の禁止行為では、施設を適正に使用させるために定められるものであり、現行規則では全く定められていなかったため、これまでの事例等を踏まえて、使用時に禁止される行為を詳細に列記したものでございます。第8条の許可の取消しでは、一般の公の施設の利用許可の取消しの要件に準じた内容に改めております。第10条の学校長への委任等では、現行規則第6条第2項の規定の趣旨を引き継ぎ、市教委が権限を有する使用許可権限のうち、PTAの教育活動や地元の保育園等による運動会での使用、育成団体による使用等に限り、使用許可権限等を学校長に委任するものでございます。最後に付則の第1項についてですが、当該規則は令和8年4月1日付けの施行とさせていただきます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

森山教育長 今回の規則制定のきっかけが、中学校の学校地域展開に関係してということではなかったですか。

学事企画課長 そうです。

片谷委員 使用許可は、学校長ではなく全部教育委員会に判断を仰ぐものなのか。

学事企画課長 基本的には使用許可は、教育委員会が許可することになりますが、一部PTAの教育活動や地元の保育園が運動会等で使用するなどの定例的なものについては、学校

長の権限で許可できる要件を設けております。

片谷委員 今までだと、それが行ったり来たりしていたってことか。

学事企画課長 申請者が、まず学校に日程が空いているかどうかを確認し、申請書関係の書類を学校に提出し、その後、市教委にも申請書の写しが来る流れで進めております。
なお、今後は今回規則制定する目的外に係る申請書と地域クラブの移行に伴う利用申請書の様式を要綱で統一化していきたいと考えております。

片谷委員 承認された書類は学校に溜まっていくのか。

学事企画課長 学校で保管しております。学事企画課でも簿冊がありまして、インデックスで番号管理しております。

片谷委員 全部紙とするのか。

学事企画課長 手法については、今後改めて考えていく必要があると思います。

森山教育長 いずれは電子化する考えがあるということか。

地域クラブ推進
担当課長 今は学校のグラウンドや体育館、格技室の利用になっているんですけども、今後は学校の普通教室においても、地域クラブで活用していく方向になっていくと思っております。そうしたときに市内17校の中学校の各校と何年何組のクラスを貸し出すとかのやり取りになったら、とても紙では把握できないと考えられますので、電子化していく方向で、新年度から動いていこうと思っております。

森山教育長 デジタル化の手法を検討していくということですね。今ちょうど、デジタル対応できるような基盤整備といいますか、校内のそういう校務支援系のシステムの部分なんかもシステム構築しようとしていますから、そういったこともベースに置きながらということでしょうね。

正岡委員 クラブの地域移行に関しては、どこで確認できるのか。

地域クラブ推進
担当課長 現状ですが、モデル校を中心に運動部であれば12、文化部であれば1クラブがございまして、それはホームページに掲載させてもらっております。これから4月以降に50を超えるアマカツクラブが立ち上がる予定になっておりますが、その全体が立ち上がった状況のリーフレットを準備してございまして、どこの中学にどういうアマカツクラブができるのかをお示しできるように考えているところでございます。

正岡委員 いつぐらいをめどに考えているのか。

地域クラブ推進
担当課長 4月上旬で考えております。

- 太田垣委員 施設を利用して何か問題があった時の責任は、どこが担うのか。
- 地域クラブ推進担当課長 地域クラブで事故が起こった時の責任区分については、地域クラブの運営団体に一義的に責任は出てくると思いますが、当然、市の地域クラブ推進担当や事務局を担っているスポーツ振興事業団も関与していますので、責任を負うことになると思います。なお、活動に当たっては、スポーツ安全保険に加入いたします。
- 森山教育長 学校の施設を地域クラブ、あまかつクラブなどに開放していきますから、その時間帯については、学校長の責任から外して、その所管するところに責任を持っていくという形にならないと進まないのかなということで、そのあたりを明確化していく方向です。
- 森山教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第22号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 森山教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第22号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。
- 森山教育長 それでは、日程第3「協議・報告」の「「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」の完成について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- こころとからだ育成課長 こころとからだ育成課長です。本日は、今年度4月から1年かけて策定作業を行っていた「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」が完成したことから、これまでの策定経緯、そして昨年10月にご報告させていただいた素案からの変更点、令和8年度以降の取組及び国の動向等について説明させていただきます。画面の説明資料と事前に送付している成案及びその概要版をご覧ください。では、説明資料の2ページをご覧ください。これまでのガイドラインの策定状況ですが、下表のメンバーで構成される検討会議を年間3回実施するとともに、地域のボランティア活動団体など関係者へのヒアリングなどを行ってまいりました。10月に開催された2回目の検討会以降では、11月末に神戸市で実施されている日本語プレクラスである「日本語ひろば」の視察、12月に検討部会として、幼稚園・保育所それぞれのヒアリング、1月末に第3回検討会議を行うことにより、ガイドライン素案の内容のブラッシュアップを図ってきたところでございます。次のページ、具体的な素案からの変更点についてですが、前回の教育委員会でもご意見を頂いた、ピアスや食事、宗教など様々な事案に対する対応については、バラバラに掲載されたものをQ&Aとして巻末に取りまとめ、成功事例・失敗事例なども取り上げ、活用できるようにしました。うまくいかなかった事例も取り上げることで、現場で活用していただきやすくなるかと考えております。また、素案段階では少し取り上げ方が少なかった幼稚園・保育所における注意点なども追加しております。さらに、序文や用語集の追加、表記ゆれの修正などを加えて、送付しております成案とさせていただいたところでございます。詳細については、ご清覧いただければと思います。次のページ、令和8年度以降の取組ですが、学校園所長会やホームページ掲載、

教員の研修においてガイドラインの周知を図るとともに、令和8年度の研修計画等もできてまいりますので、完成直後ですが、4月以降は、5月下旬完成を目指して令和8年度版への内容更新を行いたいと考えております。毎年最新の情報を記載して、毎年度版として発行することを考えております。また、これらのガイドライン作成時において次の課題となっている初期日本語指導や、学習言語の習得支援の体制づくりについても、引き続き検討を図ってまいるとともに、市長部局のダイバーシティ推進課が行っている放課後日本語ボランティアとの連携についても行ってまいります。

次ページですが、併せて国の動向等についても少しご説明します。国においては1月末に「外国人の受入・秩序ある共生のための総合的対応策」を示しており、全体的には外国人管理の強化になり、在留資格の切れた方は帰国させるなどの厳しめの内容となっておりますが、日本語教育には前向きな内容となっております。こどもに対する日本語教育として、お示ししている令和9年度からのプレスクールの抜本的強化やICTの活用、日本語指導に係るガイドライン、財政支援等を行っていくとしています。同時期に文部科学省においても、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置しており、日本語指導補助者や母語支援員の法令改正による「職員」への位置づけや、プレクラスの検討を行うとされています。学習指導要領中にも日本語指導の考え方や記載の充実を検討されております。こういった国の取組において、外国人児童生徒について強化していく方向が示されているので、本市においても、今回のガイドライン策定をきっかけとして一層の多文化共生の推進に取り組んで参りたいと考えております。

以上で尼崎市多文化共生教育ガイドラインの完成及び今後の取組についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はございませんか。

徳山委員 ガイドラインは、だれに向けて配布されるのか。

こころとからだ
育成課長 このガイドラインにつきましては現場の教職員向けです。ただ内容的には、例えば市民ボランティアで、日本外国人児童生徒のサポートとかかれている方の参考にもなりますし、もちろん私立の幼稚園の方にも参考になる点もございますので、4月時点で、ホームページで広く公表をしていくということを考えております。

徳山委員 一般家庭の人も見られるなら、何か国語かに翻訳をしてもいいのでは。協力団体に日本語が苦手な人たちはいたのか。

こころとからだ
育成課長 そうですね、例えば入国してから入学までの図なんかは、わかりやすいので多国語版を作ったらというような提案も10月の時点でもいただいているところがございます。ただガイドライン全部の多国籍語版を作ってもあんまり役に立たない部分もありますので、抜粋して使ってもらいたいと考えているところです。

徳山委員 中国とベトナム語ぐらいか。

こころとからだ
育成課長 最近是非常にネパールの方が増えていますので、ネパール語の需要があるかなと思います。

徳山委員 ガイドラインの15ページ、受け入れまでの流れというところで、来日して住民登録をしていくということになっている。それが条件のように読めるが、住民登録が条件ということか。

こころとからだ
育成課長 市民課と学事企画課の連携は、以前から一般的なところかと思いますが、住民登録をしていないと公立学校の割付などが難しいかなとは思っております。

徳山委員 日本人の夫からDVの被害を受けて住民票を移さずに尼崎に避難してくる外国籍の母子が10年以上前からちょこちょこおられる。必ずしも住民登録をしなくても、婦人相談員さんや家庭児童相談とかが関与していたら、学校には通えるという運用でいいという確認をしたい。

管理部長 法律上の概念でいくとDVとかに関しては、ここの部分を排除されていますので、他市住所であっても、一定DV認定されている方については、その運用の中で、学校園については通っていただいております。

徳山委員 婦人相談員の指導をしているときに、オーバーステイと不法入国のどっちも違う外国の方がいて、DVを受けて母子、不正に避難してきている人を学校に行かせていかってという相談が一回あって、それはもう人権擁護の観点から支援すべきだという話をしたが。

管理部長 オーバーステイは難しいところがありますね。私も市民課長の時に、たまたまその在留資格が切れたとか短期的な方がおられましたが、それほどの事例はなかったです。このガイドラインは示しているのはあくまで、入口としての一般的な流れになりますので、これが一番の通常のルールというか、概念になっております。

徳山委員 そういったDVとかあるときには、柔軟に対応してほしいということを伝えたかった。

管理部長 それは、もう全く別の概念である意味動いているところがありますので。その方がたまたま外国籍の方だったというところだけになろうかと思えます。

徳山委員 学校現場が、これがあることで硬直化した対応をしないでほしいと思う。

管理部長 現場の方が柔軟にされているかなと思えます。

太田垣委員 私は委員をさせていただいて、尼崎市は比較的早いこと教育委員会が、外国人児童のために動いてくださったなという印象を受けていたが、もうこれに追いつかないほど尼崎市の外国人市民の数が増えてきて驚いている。このガイドラインはすごくうまくできているなど私は感心していて、今まで親御さんが、市民になってから、どういうふうに動けばいいのかという悩みがあったが、これがあつたらまさにガイドラインになっているなど思った。

以前、こころとからだ育成課長にも相談させてもらったが、中高から入ってきたこどもは、やっぱり日本語がなかなか追いつけなくて、学校に行っても疎外感とか、

授業が全然理解できなかつたり、というふうな事態になっていて、琴ノ浦高校や園田学園大学も今年の4月から外国人をたくさん受け入れられている。今後、組織の中で日本語と外国語の分断が起きるといった問題が想定できるので、ここはもうちょっとスピード感を持って、教育委員会が、日本語を学べる環境を作ってあげられるようお願いしたい。

こころとからだ 育成課長 ガイドラインはあくまでも、外国人の受け入れにかかる入口のハンドブックですので、日本語指導、学習支援というのは、教育の本道になってくると思いますので、またそれにつきましても、考えているところでございます。

森山教育長 1月に市長、副市長とも一緒に神戸市の先進的な取り組みを視察してきました。神戸市の方で子どもたちを集めて、11日間のプログラムを集中的に学んで、また保護者の方も、送り込んだ時にそこで色んな日本のサービスなんかも聞けるというような取り組みになりますが、そういった事例も参考に尼崎もチャレンジしたいというように考えております。

正岡委員 神戸市の取り組みは年に何回ぐらいされているのか。

こころとからだ 育成課長 随時で、年間何回か開催されていまして、その時に集まった50人ぐらいの子どもたちが、大体小学校低学年と高学年とかのクラス分けをして集中して学ぶクラスというのが、何セットも行われております。

森山教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。ここで職員の入替えを行います。

森山教育長 次に、日程第3「協議・報告」の「令和7年度学校監査結果の報告について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

企画管理課長 企画管理課長でございます。学校監査の結果公表について、ご説明申し上げます。まず、学校監査についてですが、平成29年度より、それまで監査事務局で行っていた学校監査を受け継ぎ、教育委員会事務局の職員が、事前に指定した学校園に対して行っている事務的な観点での監査になります。ただし、その結果については公表しておりませんでした。

一方で、令和7年度の包括外部監査において、学校監査業務について監査を受けましたところ、教育委員会が組織的に各課題の改善を進め、より良い教育環境の確保に向けた説明責任を果たすため、学校監査の結果を公表するべきであると、監査人から意見があったところです。この意見を踏まえ、令和7年度の学校監査から結果を公表することとするため、今回ご報告申し上げるものです。

公表の様式については、資料でお示ししているものになりますが、平成28年度以前まで市ホームページで公表していた「尼崎市立学校財務(定期)監査」の内容を踏襲しております。

公表項目については、監査の期間、監査の対象、監査の着眼点、監査項目、監査結果の5つの項目になりまして、監査結果については、改善対応をすでに行っております。また、3月中に市公式ホームページでの公表を予定しております。説明は以上でございます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はございませんか。

徳山委員 これは会計監査に限られているのか。

企画管理課長 事務監査的な性質のものになります。書類が整っているとかの部分で定期事務監査的な部分もあり、財務と事務の両方の監査みたいな形で行っております。コロナの間は実施を見送ってございましたけれども、毎年、実施しているものでございます。

片谷委員 今までも実施していて色んな問題があったが、報告していなかったということか。

企画管理課長 監査を実施して、指摘したことが改善されているかの確認はしますが、そのことが市教育委員会事務局内でしか共有されていなかったという状況です。

片谷委員 今までの監査での指摘事例にはどんなものがあるのか。

企画管理課長 今回も上がっているようなことにはなりますが、整えないといけない書類がきちんと整っていなかったり、帳票類がきちんと整理されていなかったりという案件が結構ございました。

片谷委員 先生の机の上が汚くて整理ができていないということか。

企画管理課長 そういった部分もありますが、例えば今回でも、タクシーチケットの使用簿が作成されてないという本来は作成されていないといけないものが、そもそも整備されていないというパターンが多いかなという感じでございます。

正岡委員 報告書にタクシーチケットとあるが、タクシー乗る機会が多いからチケットが準備されているということか。

企画管理課長 使用できる場合については、ある程度限られております。使う回数も多くはないんですが、例えば生徒指導でどうしても遅くなってという状況などがございます。そういったことで年間何枚かはタクシーチケットを使用されている状況はあるけれども、そこで必要な帳票、使用簿が整備されていなかったということになります。

森山教育長 これは、先生個人の車の学校への乗り入れに連動してしまっていて、今は、必要最小限、遠隔地とかで学校長の許可を得て、月に5,000円払って学校に駐車をしていますが、以前は、学校に個人の車の乗り入れというのがたくさんございました。その理由の1つに、生徒指導上の問題や、例えば緊急の時に、救急車呼ぶほどでないですけれども、医療機関に行かないといけないというときに、個人の車を使った搬送とかがありましたから、個人の車を締め出す代わりに、何かあった場合にタクシーを使うことができるよう制度化したものと記憶しております。その管理に少しずさんな部分が一部あったのかなと考えております。

徳山委員 普通の会社であればもっと厳しい処分になるところだ。

- 片谷委員 切手の管理などもそうか。
- 森山教育長 郵券も数が合わないなどよく言われます。
- 徳山委員 裁判の世界でも、郵便切手は本当に枚数が合わなかったら言われる。
- 企画管理課長 お金に関する部分、きっちりとやらないといけないところに意識を強く持っていただかないといけないということで、そのあたりをきちんとみるようにしています。
- 正岡委員 この監査は主に学校の事務室での監査がメインとなるのか。
- 企画管理課長 そうです。学校によって、どこに整理されているかで場所が変わったりしますが、主には事務に対して監査する項目が非常に多くございます。
- 正岡委員 監査結果の4つ目に「机上に置かれていたドッチファイルや書類」とあるが、これは職員室内の先生の机を指すのか。
- 企画管理課長 そうです。監査については、事務局内の複数の課で伺いますので、それぞれ見る視点を変えて、この課はこれを見る、あの課はこれをと分担して見ていきます。
- 正岡委員 以前子どもたちの健康診断の書類を紛失したことがあったが、それは監査とは全然関係ないのか。
- 企画管理課長 まったく関係ないわけではありませんが、そういった書類はきちんと校長室の金庫などの鍵のかかる場所に保管されているかどうかという保管場所についてのチェックはさせていただいております。
- 徳山委員 テストも個人情報だが、全部保管場所は金庫になるのか。
- 企画管理課長 金庫も容量がありますので、テストの関係とかは鍵のかかる書棚に保管されているパターンが多いです。
- 森山教育長 それでは、質疑がないようですので、これで報告を終わります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方は退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

- 森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時2分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。